

学位論文要旨 Dissertation Abstract

氏名： 尾松 数憲
Name

学位論文題目： 農福連携における協同組合の役割
Title of Dissertation

学位論文要旨：
Dissertation Abstract

近年、農業と福祉の連携、すなわち農福連携が広がってきている。農福連携の目的は、①障がい者、高齢者の就労の場づくり、②就労を通して障がい者の発達保障と自立支援の場づくり、③農業現場での担い手（作業員）確保、④地域でだれもが一緒に暮らせる共生社会の実現などの点にある。

一方、障がい者雇用を単に安い労働力の利用との見方も散見されるが、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（障害保健福祉部関係 2019 年 6 月閣議決定）においては農福連携を推進する施策が盛り込まれ、より高い次元の位置づけが行われ、推進が求められている。

本稿では、国のこれらの施策を踏まえ、障がい者の社会復帰と自立増進の視点から実態把握と考察を行い、農福連携の価値や役割の解明を図ることを試み、農福連携における協同組合の役割と課題を明らかにする。

今日、農福連携は、地域コミュニティの中で、農協や生協等の協同組合をはじめ、社会的協同組合、コミュニティビジネスやソーシャルビジネス等の業態の中も多様な広がりをみせている。農福連携は共生社会を築くうえでの推進力の一つになってきている。さらに、農福連携推進のネットワークは、多様な組織団体が関わることによってより量的、質的に新しい発展が可能になっていくことが想定される。

農協や生協が取り組む福祉活動や事業は、どのような背景の中で生まれたのか、また、各協同組合において、福祉活動や福祉事業がどのような視点で捉えられてきたのか、地域の中で協同組合が取り組む福祉活動がどのような意味を持ってきたのかを歴史的に明らかにし、農福連携を推進するうえでの協同組合の役割を考察することを目的にする。

農福連携の言葉や概念について、吉田(2020)は「使われ始めたのは 2010 年後からで、その歴史はそれほど長くない。それまでの文献を見ると『農業分野における障がい者就労』という言葉が使われている、公的に農福連携の言葉が使用されたのは、鳥取県庁が障害者の実施できる農作業を掘り起こし、それを受託する福祉事務所とマッチングする『農福連携モデル事業』を 2010 年から実施しており、これが最初の可能性が高い」と述べている。

これに対して、本稿では、農福連携が生まれてくる背景を戦後の障害者の権利保障の法的整備と障がい者の人権、生存権を求める社会的な国民の運動の中に、見出す必要があるとの考えに立って、障がい者の社会参加、自立運動として捉えていく。

2006 年、学校教育法施行規則の一部が改訂され、2007 年から特別支援教育が実施されるようになった。それに伴い、盲学校、聾学校、養護学校は特別支援学校に、特殊学級は特別支援学級に改称された。障がい者の教育制度は整備されてきたが、卒業後の働く場の欠如が課題のままであった。

(第3号様式) (Form No. 3)

1960年代から1970年代にかけて、障がいを持つ子どもの将来に不安を抱える親たちが中心となり、障がい者（児）の働く場をつくる運動がはじまった。生活協同組合や地域の市民団体も障がい者の労働と働く場づくりを支援しようと、授産施設や共同作業所の設立運動、商品の販売活動に積極的に取り組むようになった。1979年、「国際障害者年行動計画」において「完全参加と平等」という理念が提示され、1981年を国際障害者年が定められた。1982年からはじまった「国連・障害者の10年」の取り組みではノーマライゼーション思想の学習、共同作業所づくり運動の支援、授産品の販売支援、障害者雇用促進法の改正請願署名運動等が取り組まれた。この取り組みを通して障害児をもつ親たちの運動は多様な広がりをもつようになった。この流れの中で、農業と障がい者運動の出会い、すなわち農福連携を捉えていくものである。

本稿では、第1章で、農福連携に関わる先行研究の特徴とそれぞれの研究内容を考察した。次に、国や地方自治体の農福連携施策の現状と実態を考察する。

第2章では、第1に、京都府京田辺市にある社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会・山城就労支援事業所”さんさん山城”と京都やましる農業協同組合の農福連携の取組事例にもとづき、障がい者の就農実態や心身の変化を分析する。さらに、農作業に関わり、栽培したものを販売するために社会に関わっていくこと等が、障がい者の心身にどのように影響を与えるのか、また、自己実現、自立支援にどのように役立つのかを明らかにする。第2に、その取り組み過程においてJA及び生協のはたした役割について提示する。第3に、農福連携と農業協同組合の役割を研究するために、近畿2府2県、四国3県、愛媛県内12全農業協同組合、関連する愛媛県農福連携担当部局、全国農業協同組合愛媛県本部農福連携推進部局に対してそれぞれの農福連携の取組実態や広がり、課題について、アンケート調査や訪問ヒアリングを行なった。その結果を分析して農福連携を支える農業協同組合の取り組みの特徴、役割などを考察した。

第3章では、農福連携の取り組みが非営利組織、農業法人、株式会社、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等の農業、農作業の現場の中で広がっており、新しい組織での農福連携の取組事例として考察した。

事例調査したのは、京都府京丹後市エチエ農産のソーシャルビジネスと農福連携、京都府南丹市農事組合法人“グリーン日吉”のソーシャルビジネスと農福連携、奈良県五條市”王隠堂・パンドラファーム“の農福連携、愛媛県西予市”（株）百姓百品”、愛媛生活協同組合の農福連携の取組み等である。それぞれの取組み内容を分析し、農福連携の新たな取組み事例を提示し、分析考察した。

第4章は、農福連携を包容した共生・協同社会は新しい時代への一つのモデルになっていくことを提示した。

以上のように、農福連携を一つの連携事業として捉えるのではなく、障がい者運動の歴史との関わりで捉え考察する。さらに、今日、日本の農業・農村が抱える農業従事者の高齢化、減少、休耕田や耕作放棄地の増大など重大な社会的課題との関連の中で分析、考察して、農福連携がもたらす意味や価値を考察する。その推進の上で協同組合に求められる役割を明らかにしていく。

最後に、農福連携を包容した新しい地域コミュニティにおける福祉社会、人々の共生し合う社会の形成への意義と方策を明らかにする。